

宇都宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業のご案内

宇都宮市では、若年者のがん患者の方が、自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービス利用料を一部助成し、患者さんとご家族の負担を軽減します。

◇ 対象者

次の項目の全てに該当する方

- 18歳以上40歳未満の宇都宮市民の方
- がん患者で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、治癒を目的とした治療を行わない方で、在宅生活の支援及び介護が必要な方
- 他の制度において同等の助成又は給付を受けることができない方

◇ サービス内容

介護保険指定事業所等による次のサービスが対象となります。

● 訪問介護（ホームヘルプサービス）

身体介護，生活援助，通院・外出介助等

● 訪問入浴介護

● 福祉用具貸与

車いす，車いす付属品，特殊寝台，特殊寝台付属品，床ずれ防止用具，体位変換器，手すり（工事を伴わないもの），スロープ（工事を伴わないもの），歩行器，歩行補助つえ，移動用リフト（つり具を除く。），自動排泄処理装置

● 福祉用具購入

腰掛便座，自動排泄処理装置の交換可能部品，入浴補助用具，簡易浴槽，移動用リフトのつり具の部分

◇ 助成額

1か月当たりのサービス利用料に対し、月額の上限を6万円とし、サービス利用料の9割相当額を助成します（最大で月額5万4千円を助成）。

生活保護を受けられている方は、最大で月額6万円を助成します。

※助成額を上回る利用料等については自己負担となります。

◇ 助成対象期間

令和2年4月1日以降にサービスを利用したものが対象となります（申請の上、利用決定通知を受けた以降のサービスが対象となります。）。

※申請受付開始は令和2年6月1日です。

【申請窓口・お問合せ先】宇都宮市保健所健康増進課企画グループ

〒321-0974 宇都宮市竹林町972 電話 028-626-1128

◇ 利用のながれ

- ・ 事業について説明いたしますので、申請前に宇都宮市保健所健康増進課までお電話ください。
- ・ 申請書等は、市HPからダウンロードできます。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/1023038/1023048.html>

宇都宮市 在宅ターミナルケア支援

検索



① 利用申請

次の書類を宇都宮市保健所健康増進課に提出してください（郵送可）。

【提出書類】

- ・ 宇都宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（様式第1号）
- ・ 意見書（様式第2号）等

※意見書等の作成料は利用者負担になります。

② 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、決定通知書を郵送します。

③ サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、サービス利用を開始してください。なお、利用決定された場合、利用申請日にさかのぼって助成対象になります。

④ サービス利用料の支払い

受領委任払いと償還払いの2種類あり、利用者が選択できます。

- 受領委任払い：サービス提供事業者に自己負担額を支払っていただき、残りの額を宇都宮市からサービス提供事業者を支払います。

- 償還払い：サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払っていただき、宇都宮市への請求後に助成額を支払います。

※受領委任払い・償還払いのどちらの場合も領収書とサービスの内容・利用回数・金額が記載された利用明細書を必ず発行してもらってください。

⑤ 助成金の請求

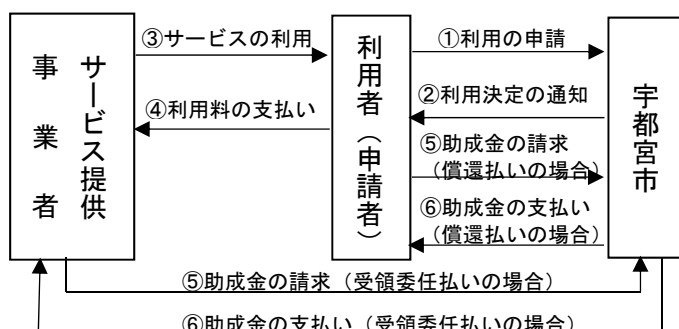
次の書類を宇都宮市保健所健康増進課に提出してください（郵送可）。

【提出書類】

- ・ 宇都宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（様式第7号）
- ・ サービス利用を受けた事業者の領収書
- ・ サービス内容・利用回数・金額が記載された明細書
- ・ 助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、委任状（様式第8号）

⑥ 助成金の支払い

請求内容を審査し、宇都宮市から指定の口座に助成金を支払います。



※申請内容に変更が生じた場合は届出が必要です。